

千曲市立五加小学校いじめ防止基本方針

平成26年1月22日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①春のなかよし週間

新年度のスタートの時期に、以下の観点で学習や活動をし、集団づくりや実践の見通しにつなげる。

ア 身のまわりの人権問題に気づき、相手の立場に立って考え解決しようとする気持ちを育てる。

イ 自分の存在を大切にでき、自己表現ができる態度を育てる。

ウ 相手の気持ちや立場を理解し、友だちを大切にしよう（共に生きる）人間関係づくり。

日常の授業の中において、他者理解・コミュニケーション能力の育成など人権教育で付けたい力を伸ばしていく。そのために

ア 子どもを真ん中におき、「子どもと共に創る授業」を実践する。

イ ねらい・めりはり・見とどけを踏まえた授業を実践する。

ウ どの子どもも、「分かる喜び」「できる喜び」が実感できるように指導を工夫する。

エ それぞれの個性を尊重し合い、互いのよさを学び合う環境を作り出す。

オ 「あけぼの」の本を計画的に活用していく。

②秋のなかよし月間

- ア 身のまわりの人権問題に気づき、相手の立場に立って考え解決しようとする気持ちを育てる。
- イ 自分の存在を大切にでき、自己表現ができる態度を育てる。
- ウ 相手の気持ちや立場を理解し、友だちを大切にしよう（共に生きる）人間関係づくり。

（ア）環境面

- a 昇降口に「なかよし月間」の文字と月間のめあてを掲示する。
- b 「人権意識の高揚をめざすポスター」作品の掲示

（イ）全校での活動

- a なかよしの木…各学級の廊下掲示板に掲示
友達にしてもらってうれしかったことや友達のよい姿を「実」に書いて、なかよしの木に貼る。書いた内容を昼の放送や集会で取り上げる。
- b 校長講話 c なかよし集会
- d Q-Uの実施（11月中に実施してまとめ、指導に生かす）
 - ・学年会で前回のときと比べてどのように変わってきているかについて話し合う。
 - ・懇談会に活かして行く。

（ウ）人権教育授業参観・講演会

- a 主題の設定、授業の決定に当たっては、学年で計画
- b 学級懇談会（内容はPTA学級会長部、教養部と調整確認）
 - ・学級担任の話…学年学級の目指す人権教育について授業を中心に説明し、理解してもらう。
 - ・人権教育についての懇談…ワークショップ、講演会や授業の感想、日常の様子から

（エ）作文、ポスター等の応募

（2）児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

（1）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - ② 子どもたちの人権と個人の尊厳を守るため、いじめ・セクシャルハラスメント（性的な言動で不快にさせ傷つける）を起こさないための相談窓口は、教頭と養護教諭であり、気になることがあったら相談するように掲示お便り等で呼びかける。
 - ③ おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ④ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ⑤ 「学校生活に関するアンケート」を年2回程度（6月末・11月末）や行事毎に友人関係のチェックを行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題への取り組みを学校・学年・学級だよりで家庭・地域・関係者に知らせていく。
 - ② いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ③ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) すこやか委員会：家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導

委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、PTA正副会長・指導部長・学級会長部、千曲警察署、保護司、関係児童委員、関係区長、育成会長、五加児童館長

①子どもの思い

児童会・委員会で作成をする方向

②保護者の願い

PTA会長に相談して作成

③地域の願い

上記波線部分のすこやか委員会構成員に相談

5 いじめ・暴力行為への対応の具体

職員が「あれっ」と思った時は、いじめの芽がかなり深刻になっている場合が多いので、見落とさず、学年会や職員会だけでなく、すぐに相談・連絡を行う。

- (1) 日常的に児童理解につとめ、見聞きした時は、速やかに校長（教頭）、生徒指導主任に連絡・相談する。
暴力行為については、即時対応。加害児童にはどのような事情があろうとも暴力をふるったことの非を厳しく指導。保護者にも事実をその日のうちに連絡する

- (2) 関係児童から事情を聞き、その場で状況確認する。暴力・いじめの場合は、そこに 至るまでの経緯がある場合が多いので、聞き取りに当たってもできれば担任だけでなく複数の職員が関わり、客観的な聴取ができるようにする。

被害者を全面的に守る立場に立つが、加害者側の言い分も聞いておかないと問題がこじれる場合があるので、複数の職員が対応し事実関係を照合する。

- (3) 学級担任は、被害者・加害者双方の家庭に連絡し（家庭訪問が望ましい）双方の保護者と懇談をする。全体の構造が見えたところで、保護者（できるだけ両親）と本人を学校に呼び、状況を再確認し、理解を深める。その際被害者の保護者や児童の希望を尊重する。（今後の指導・謝罪の場の設定等）

- (4) 両方の児童・家庭が相対する場合は、学校長・教頭・生徒指導主任・学級担任など複数の職員が立ち会う。人権に関わる問題であることをふまえ、被害者の立場から指導をする。

- (5) いじめの問題については、それぞれの家庭にそれぞれの言い分がある場合が多い。担任としての指導力を問われる場合も多いので、きめつけではなく、言葉を選び、日頃の指導が至らなかったことも認めた上で、解決への協力を求めていく。

同席した職員は記録をとり、客観的な判断をしていく。

- (6) その場での解決には至らない場合が多い。納得するまで話し合うが、双方の子どもの成長にとって何がよいか、共通理解し合って見守っていく事項を確認する。